

国境離島警備部隊の石垣島配備を求める意見書

新年度から沖縄県において尖閣諸島等国境離島の警備対策として新たに 151 人規模の専従隊が創設されました。この国境離島の専従警備部隊は国境離島における緊急事態対策で、尖閣諸島への中国等の武装集団の不法上陸事案等への即応能力強化が狙いとされています。

県警本部は同警備部隊について、沖縄本島に駐在するとしていますが、国境離島の警備について、具体的には尖閣諸島であります。沖縄本島から尖閣諸島まで 400 キロ以上も離れ石垣島からは 170 キロであり、即応性の観点から最も機敏に即応できるのは石垣島であります。

海上保安庁は尖閣諸島専従の巡視船をこれまでの 3 隻から 14 隻に強化し、石垣海上保安部に配備しており、尖閣諸島周辺海域の警備に即応できる体制を強化しており、今後、同警備部隊との連携が求められております。

このように、石垣市の行政区域である尖閣諸島の警備、緊急事案対策等に即応することができるのは地理的状況においても、海保との連携においても優位性が高い石垣島に配備することが必然であります。

国境離島警備部隊については石垣島に配備することが同警備部隊の目的にかなうものであり、警察庁におかれましては、沖縄本島配備計画を見直し、石垣島へ配備するよう強く要請するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 4 月 10 日

石 垣 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、警察庁長官、
沖縄県警本部長